

連載解説 知識の宝庫：情報処理技術者のための知的財産権

6. 著作物のネットワークを通じた送付・提供： 法改正の動き

Distribution of Copyrighted Works on Computer Network: Amendment of Law by Kunie TSUTSUI (Legal Affairs Department, The Jpan Research Institute, Ltd.).

筒 井 邦 恵¹

1 (株)日本総合研究所

1. はじめに

前回、予告したとおり、今回はネットワーク化への対応を目的とした、国内外の法改正の動きについてご紹介します。

昨年から今年にかけて、国際的にも国内的にも、ネットワーク上を流通する著作物の適切な保護を目指した試みが行われています。紙幅の関係上、今回は昨年12月の世界知的所有権機関(WIPO)^{☆1}においてまとめられた著作権条約および、これを踏まえて本年6月に国内で行われた著作権法の改正について取り上げることとします。

2. WIPOにおけるベルヌ条約^{☆2}の改正

情報化の進展、とくにインターネットのような通信ネットワークが急速に普及し、従来にない著作物の伝達方法が行われている中で、著作権、著作隣接権^{☆3}の適切な保護を図ることを目的として、WIPOにおける交渉の結果、昨年12月に著作権に関する以下の2つの条約がまとめられました。

(a) WIPO著作権条約(内容的には、ベルヌ条約)

* WORLD INTELLECTUAL PROPERTY ORGANIZATION: 著作権を扱うベルヌ条約および工業所有権を扱うパリ条約の管理・運営上の処理を統一するため1971年に設立された国際機関。 <http://www.wipo.int/eng/general/index5.htm>

*² 1886年、著作権を国際的に保護する目的で創設された条約。著作権の発生に登録などの手続を必要としない無方式主義を原則として、ほぼ20年ごとに改正されている。日本は1899年に加盟。ベルヌ条約が改正されるごとに当該改正条約に合わせた国内法の改正を行い、条約を批准している。昨年12月のWIPOにおいてまとめられた著作権条約は、ベルヌ条約の改正条約である。なお、このほかに代表的な著作権条約として、万国著作権条約がある。

*³ 著作物を公衆に伝達するために重要な役割を果たしている実演家(歌手、俳優など)、レコード製作者、放送・有線放送事業者に与えられる権利(著作権法第89条)。

約の改正条約)

(b) WIPO 実演家およびレコード製作者条約

我が国が条約を締結するため、条約に則った規定を設ける必要があるため、著作権法の改正などの方法により対応が必要なものもあります。ここでは主に日本において対応が必要となるものに絞って紹介します。

(1) 頒布権((a) 第6条, (b) 第8条および第12条)

著作者および実演家・レコード製作者に、著作物(実演家の場合はその実演が固定されたレコード、レコード製作者の場合はその製作したレコード、以下において同様)を、販売などの方法で「公衆に」利用許諾する権利(これが頒布権です)を与えました。日本では映画の著作物を除き頒布権は規定されていません。

(2) 公衆への伝達権((a) 第8条, (b) 第10条、第14条および第15条)

著作物を、1)有線または無線の方法により公衆に送信すること、および2)有線または無線の方法により公衆が利用できる状態にすること(すなわち公衆に送信できるようにすること)に関する権利が規定されました(図-1)。

利用できる状態にすることとは、たとえばBBSに著作物をアップロードする行為が該当します。この時点では厳密にいえばまだ送信が行われていないため、1)と分けて規定されました。

なお、1)の行為について、実演家・レコード製作者に与えられた権利は報酬を得ることができる権利で許諾権ではありません。つまり送信すること自体を拒絶する権利はありません。

(3) 実演家の人格権((b) 第5条)

実演家に対し、複製権や報酬請求権などの財産

的権利とは別に、自分がその実演を行った実演家であることを主張する権利と、自分の声望を害するおそれのある変更、切除そのほかの改変に対し、異議を申し立てる権利を与えました。

(4) 技術的手段に関する義務((a)第11条、(b)第18条)

著作者や実演家、レコード製作者が付した技術的制限措置(たとえば無許諾コピーを防止するためのコピープロテクションなど)を回避する技術的手段を違法とする措置の導入に関する規定が設けられました。

(5) 権利管理情報に関する義務((a)第12条、(b)第19条)

著作物につけられた著作権管理情報の改変・除去行為を違法とする措置の導入に関する規定が設けられました。

けられました。

3. 著作権法の一部を改正する法律(平成9年6月18日公布平成10年1月1日より施行)

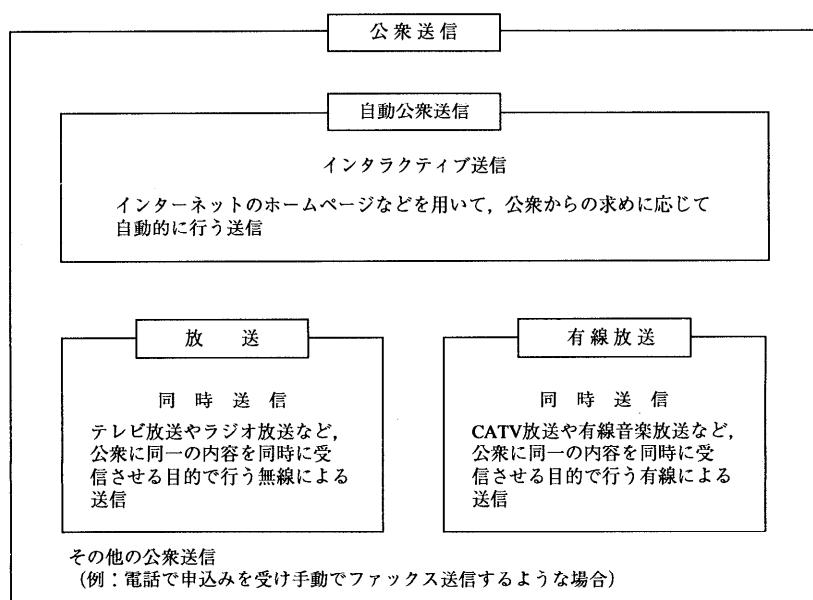
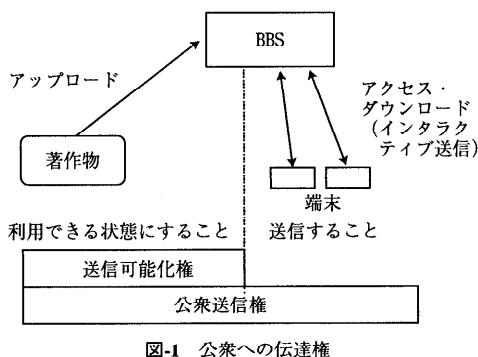
ネットワーク化に対応した著作権制度の改正については、従来から著作権審議会のマルチメディア小委員会において検討が行われていましたが、前項のWIPOの動きも受けて、「早急に対応すべき当面の課題」に絞って、本年6月に著作権法の改正が行われました(著作権法の一部を改正する法律新旧対照条文 <http://www.japanlink.co.jp/nettrieve/taisyo.htm> 参照)。

この改正は平成10年1月1日より施行されます。

(1) 「公衆への送信」に関する用語の整理(第2条ほか)

公衆に著作物を送信する行為に関して、有線によるか無線による送信かで区別していたものを、両者を統一して「公衆送信」とし、その中でも、サーバに蓄積された著作物が公衆(端末)からの個々のアクセスに応じて送信される形態(「インタラクティブ送信」と呼ばれる形態)を新たに「自動公衆送信」として定義しました(図-2参照)。

(2) 実演家・レコード製作者の「インタラクテ



(コピーライト No.436 解説「著作権法の一部を改正する法律」について
濱口太久未, p.4 より抜粋)

図-2 「インタラクティブ送信」に係る用語の整理

「イブ送信」に関する権利の創設(第96条の2)

インタラクティブ送信に関して、実演家・レコード製作者に、端末からアクセスできる状態にする行為(2(2)2))に対する権利(これを「送信可能化権」と呼びます)を認めることとしました。

(3) 「インタラクティブ送信」に係る著作者の権利の拡大(第23条、第63条第5項)

日本法には公衆への送信に関する権利として、放送権、有線送信権が明記されていましたが、まだ公衆への送信が行われていないアップロードの段階でこれらの権利が働くか明確ではなかったため、「公衆送信」に「送信可能化権」を含めることで、アップロードの段階で著作者の権利が働くようにしました。(第23条第1項カッコ書)。

(4) 同一構内でのコンピュータ・プログラムの送信に係る権利の拡大(第2条)

これまで、社内LANのような同一構内で著作物を有線により送信することは、日本法上の「有線送信」に含まれず、著作者の権利が及ばないことにとされていましたが、コンピュータ・プログラムに限って、同一構内で有線送信する行為も「公衆送信」に含まれることとし、著作者の許諾が必要となりました。

4. 今後の課題

以上、「デジタル化・ネットワーク化」時代における著作物の適切な保護を目的に、行われた法改正を紹介しましたが、積み残された課題も多く、今現在もさまざまな検討が行われています。

国際的に張り巡らされたネットワークを利用して行われた著作権侵害に対して、どこの国の法律を適用すべきかも重要な問題です。

国により著作権保護の方法やレベルがまちまち

*4 編集物やデータベースが著作物として保護されるのは、その選択・配列もしくは体系的な構成に創作性が認められる場合で、編集物やデータベースから個別の情報を抜き出す行為に対しては、著作権法による保護を受けられない(第4回「他人の著作物の利用」参照)。しかし、編集物やデータベースに創作性が認められるか否かにかかわらず、その作成には労力や費用がかかっており、そこから他人が無断で情報を抽出することなどに対し何らかの保護を与えるべきではないかといったことが議論されている。

だと、著作者の保護が十分に図れないため、どのように国際的な著作権保護制度の調和を図っていくかといった問題を常に念頭において今後の検討課題を考えていく必要があります。

具体的な検討課題として、編集物・データベースへの投資の保護をどのように図るか^{☆4}、いったん映画などの形で固定された映像が二次利用される場合の実演家の権利(二次利用される場合、実演家には許諾権がない)をどう考えるか、そのほか我が国においては、WIPOの新条約を批准するため、コピー・プロテクションの解除装置に関する規制、著作権管理情報の改ざんに関する規制、頒布権の導入の問題などがあります。さらに著作物の利用を円滑に行うため、権利処理システムの整備についても検討されています。

「デジタル化・ネットワーク化」への法的対応は始まったばかりです。世界中にネットワークが張り巡らされている現在では、国際的な動向を無視することはできません。新聞などのメディアでも以前より大きく取り上げられるようになってきています。それだけ関心も高まってきていているということでもあります。現在、とくに権利者の保護に重点を置いた法改正が行われる傾向にあるため、知らずに権利を侵害することのないよう、これらの動向に注目するようにしてください。

参考文献

- 1) コピーライト解説「著作権法の一部を改正する法律」について、濱口太久未、No.436(July 1997)。
(平成9年11月7日受付)



筒井 邦恵

1991年立教大学法学部卒業。同年(株)日本総合研究所入社、法務部配属。(財)日本情報処理開発協会産業情報推進センターEC法的問題調査研究作業部会委員。(財)情報サービス産業協会知的財産権委員会委員。主な研究テーマ:コンピュータ・ソフトウェアをめぐる著作権問題、データベースの法的保護、EDIをめぐる法的問題ほか。企業法務担当者として契約実務を処理する傍ら、コンピュータや通信分野の技術革新とともにう知的財産権問題を研究し、企業内研修にも携わっている。e-mail:tsutsui@tyo.hq2.jri.co.jp